

ネット選挙運動の解禁と プロバイダ責任制限法の実務

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

名誉毀損の成立要件

＜両方あれば名誉毀損＞

社会的評価の低下

+

＜不法行為阻却事由なし＞

1. 事実の公共性
 2. 目的の公益性
 3. 真実or真実相当性
- の3つが揃うと不法行為阻却

- 公職の候補者については、私生活上の事実でもしばしば公共性が認められる。
- 公益目的は、他の目的(e.g.攻撃)がある場合でも認められる。
- 真実相当性とは、真実と信じて表現行為をしたのもやむを得ない場合(e.g.取材はしっかりやった)に認められる。
- プロバイダはふつう真実性の有無についてはまったく分からない。

違法情報の流通経路① ウェブサイト・ブログ

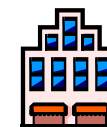
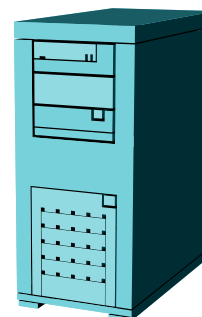
不特定の受信者



ウェブサイト・ブログ開設者 = 違法情報の発信者



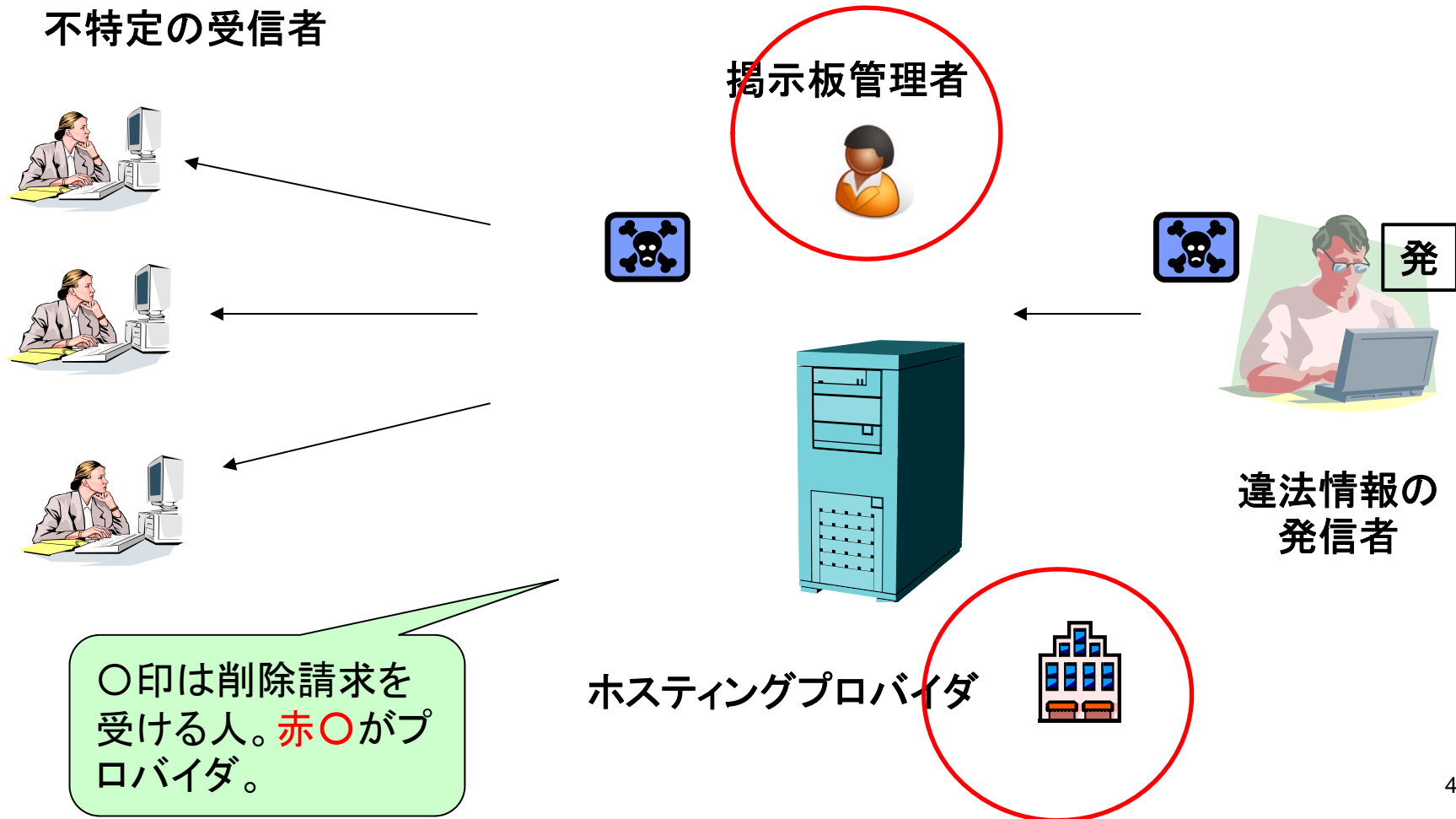
発



ホスティングプロバイダ

○印は削除請求を受ける人。赤○がプロバイダ。

違法情報の流通経路② 掲示板の書き込み



プロバイダの微妙な立場



【判断が正しい場合⇒問題なし】

- 削除せず放置したところ、名誉毀損ではなかった。
- 削除したところ、やはり名誉毀損だった。

【判断が間違っていた場合⇒損害賠償のリスク】

- 削除せず放置したところ、実は名誉毀損だった・・・
- 削除したところ、実は名誉毀損ではなかった・・・

損害賠償だ!



損害賠償だ!



そこでプロバイダを免責

【責任制限法3条1項】

誤って**放置**した場合でも、以下のいずれかの場合に**限って**損害賠償**責任を負う**。

- (i) プロバイダ等が情報流通の事実とそれによる権利侵害を知っている場合
- (ii) プロバイダ等が情報流通の事実を知っておりかつそれによる権利侵害を知ることができたと認められる相当の理由がある場合
- (iii) プロバイダ等が情報の発信者である場合。

【責任制限法3条2項】

誤って**削除**した場合でも、以下のいずれかの場合であれば**責任を負わない**とされている。

- (i)'(a)必要な限度での削除であり、かつ(b)情報の流通により他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由がある場合、
- (ii)'(a)必要な限度での削除であり、かつ(c)発信者に対する意見照会(削除に同意するかどうか)を行ったが、7日を経過しても、削除に同意しない旨の申出がなかった場合

今回の改正は・・・

【責任制限法3条2項】

誤って削除した場合でも、以下のいずれかの場合であれば**責任を負わない**とされている。

(i)'(a)必要な限度での削除であり、かつ(b)情報の流通により他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由がある場合、

(ii)'(a)必要な限度での削除であり、かつ(c)発信者に対する意見照会(削除に同意するかどうか)を行ったが、7日を経過しても、削除に同意しない旨の申出がなかった場合

ここを拡大!

ネット選挙運動との関係では・・・

- (ii)の**7日を2日**に(短期間での削除が可能に)
- メールアドレス等がないものは**即削除**可能に(責任のある表現以外は削除していい)

余計なこと

名誉毀損の成立要件

＜両方あれば名誉毀損＞

社会的評価の低下

+

＜不法行為阻却事由なし＞

1. 事実の公共性
 2. 目的の公益性
 3. 真実or真実相当性
- の3つが揃うと不法行為阻却

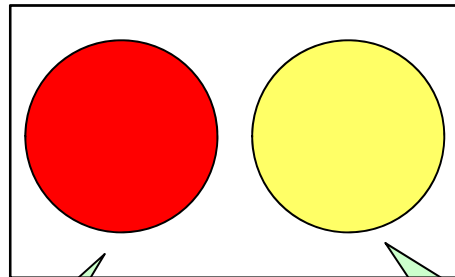
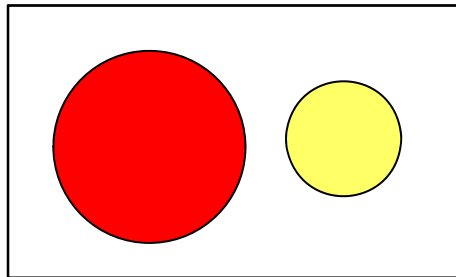
Q1: 公職の候補者と一般人では、どちらが名誉毀損が成立しやすいのでしょうか？

Q2: 公職の候補者と一般人では、どちらが名誉毀損情報を削除してもらいやすいのでしょうか？

改正法の「悪質な誹謗中傷」とは

第142条の7（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努めなければならない。



名誉
毀損

悪質な誹謗
中傷

